

地域の皆さまへ

浜松市 環境部 環境政策課

オオキンケイギクの防除について

日頃、本市の環境行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、オオキンケイギク（図1）につきましては、特定外来生物に指定されており、自宅敷地内での意図的な栽培は外来生物法により違法とされています。現在、ご自宅の敷地内で意図して栽培されている場合、または意図せず敷地内に自生している場合は、お手数ですが抜き取りと処分をお願いいたします。



図1 オオキンケイギク（左から全体、花、葉）

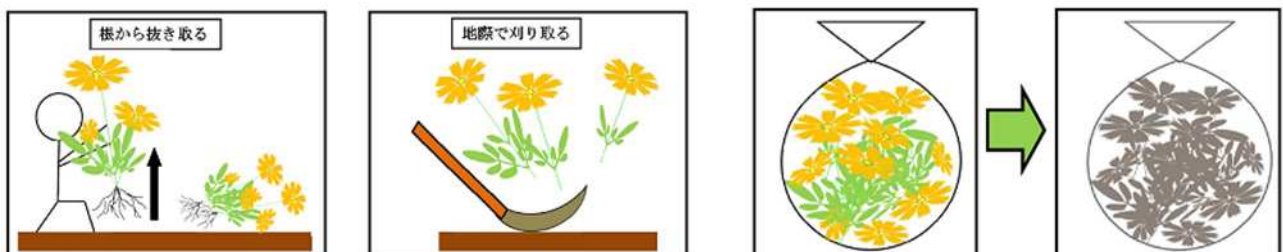
【オオキンケイギクの特徴】

- ・5～7月に開花
- ・高さは30～70cm
- ・花びらと中央部が黄橙色
- ・花びらの先はぎざぎざしている
- ・葉は花の近くにはつかず、対になって生える
- ・葉はへら状で細長く、縁はなめらかでぎざぎざしていない

※種類を特定できない場合は、環境政策課で相談を受け付けます。花や葉の部分を撮影した写真をご用意の上、下記メールアドレスまでお問い合わせください。

【オオキンケイギクの抜き取りと処分】

- ①ごみ袋を用意し、オオキンケイギクを根から抜き取り、土は払わずにそのまま袋に入れてください。
または地際で刈り取って袋に入れてください。
- ②袋に入れたら口をしっかりと縛り、2～3日天日にさらすなどして枯らしてください。
- ③枯らした後は、お住まいのごみ集積所に燃えるごみとして出していただいて構いません。



※一度の抜き取り・刈り取りでの完全駆除は難しく、毎年、根気強く駆除を続けることが重要です。

問合せ先：浜松市 環境部 環境政策課

(TEL) 053-453-6149

(e-mail) kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp